ウェブサイト等における利用者情報の外部送信に係る
法令遵守事項及び望ましい対応事項
（手引き）

総務省

（利用者情報に関するワーキンググループ）

令和８年 11 月４日

目次

1　本手引きの目的と対象 1
（１）目的 1
（２）本手引きの参照が望まれる事業者 1
2　電気通信事業法における外部送信規律 2
（１）概要と目的 2
（２）必要となる対応 4
3　規律対象となる電気通信事業者、電気通信役務 7
（１）対象事業者 7
（２）類型と対象役務（施行規則第 22 条の２の 27） 7
（３）判断のポイント、留意事項 8
4　法令遵守事項 12
（１）措置する内容 12
（２）通知・公表の方法、内容と留意すべき事項 12
（３）通知・公表を行う場合の記載方法等の例 14
（４）同意（オプトイン）措置を講ずる場合の留意事項 18
（５）オプトアウトの措置を講ずる場合の留意事項（法第 27 条の 12 第４号） 18
5　利用者情報保護のためのより望ましい措置 20
（１）法令遵守事項に加え、実施することが望ましい措置（利用者関与機会の提供） 20
（２）オプトアウト措置（推奨） 20
（３）同意の取得 20
（４）記載例と留意事項 21
6　外部送信を行う全てのウェブサイト、アプリケーションによる実施が望ましい事項 25
（１）より実施することが望ましい対応 25
（２）実施することが望ましい対応 25
別添 26
・記載例フォーマット 27
・参考条文 32

1　本手引きの目的と対象

（1）目的

本手引きは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 27 条の 12（情報送信指令通信に係る通知等）で定める所謂「外部送信規律」について、規律対象となる電気通信役務をオンライン（ウェブサイト又はアプリケーション [1]）で提供している電気通信事業者及び電気通信事業法第 164 条第 1 項第 3 号で定める事業（第 3 号事業）[2]を営む者において、法令事項として求める措置を適切に講ずること、また、利用者保護の観点から、より望ましい対応を講ずることができるよう、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」（令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号）の内容も踏まえ、規律内容や望ましい対応を解説し、記載例（雛形）を示すものである。

また、法規制の対象とならないウェブサイト又はアプリケーションの運営事業者についても、利用者情報の外部送信が行われている場合、利用者にとって、自身の情報が適切に取り扱われることへの期待は、規律対象事業者に対する期待と同様であることから、本書を参照し、外部送信規律の趣旨に照らした対応が行われることが期待される。

（2）本手引きの参照が望まれる事業者

ウェブサイト及びスマートフォン向けのアプリケーション（以下「ウェブサイト等」という。）における広告表示やウェブサイト運営の適正化等を目的として利用者情報を外部送信している以下の事業者を対象とする。

① 電気通信事業法第 27 条の 12 の規律が適用される電気通信事業者及び第三号事業を営む者

② ①には該当しない、利用者情報の外部送信を行っているウェブサイト又はアプリケーションの運営事業者

[1] スマートフォン上のアプリケーションについて、アプリケーション提供者等の関係事業者が取り組むことが求められる事項を「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（SPSI）」（令和 7 年 9 月）で定めており、アプリケーション提供者等は SPSI も参照すること。

[2] 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（ドメイン名電気通信役務、検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業をいう。

2　電気通信事業法における外部送信規律

（1）概要と目的

ウェブサイト等においては、ユーザーの利便性向上やウェブサイト運営事業者側のマーケティング、アクセス解析、広告や提供サービスの適正化等を目的として、利用者端末に、情報送信機能（タグやダウンロード済みのアプリケーションに設置されている情報収集モジュール等）を起動させる指令を送信することで、当該利用者端末に記録された各種の利用者情報が、利用者が認知せずに、当該利用者以外の者に送信されている場合がある。

送信されている情報は、クッキー（Cookie）[3]やその他の手法[4]を用いて保存されるID 等の利用者を類推する端末識別子、利用者のウェブサイト等の閲覧履歴を含む広範なもので、それ単体では個人情報には該当しないものの、ウェブブラウザやアプリケーション上での行動追跡が可能となり、各情報をプロファイリングすることで、当該利用者の行動パターンや嗜好性などが把握可能なプライバシー性の高い情報となる。

上記の情報送信の指令は、利用規約等の範囲内且つ利用者の利便性向上の目的で行われるものも多く、現行の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第57 号。以下「個人情報保護法」という。）に直ちに抵触するものではない[5]。一方で、利用者による確認の機会が無いまま、プライバシー性の高い情報が取り扱われることは、利用者が安心してウェブサイト等の電気通信役務を利用することを妨げ、電気通信に対する信頼性を損ねることに繋がるおそれがある。

このため、電気通信の信頼性を確保し、利用者の利益を保護することで、電気通信の健全な発達を実現するという観点から、令和４年の電気通信事業法改正において、ウェブサイト等を通じて電気通信役務を提供する電気通信事業者が、利用者端末に対する情報送信指令通信[6]が起動させる情報送信機能を用いて、利用者情報を利用

[3] ウェブサイトを閲覧した際に、ウェブサーバが利用者端末に保存する管理用のファイル。利用者の登録情報等を保存しておくことで、次回その利用者が同じウェブサイトを訪問した場合に、それらのデータを利用できるようにする仕組み。

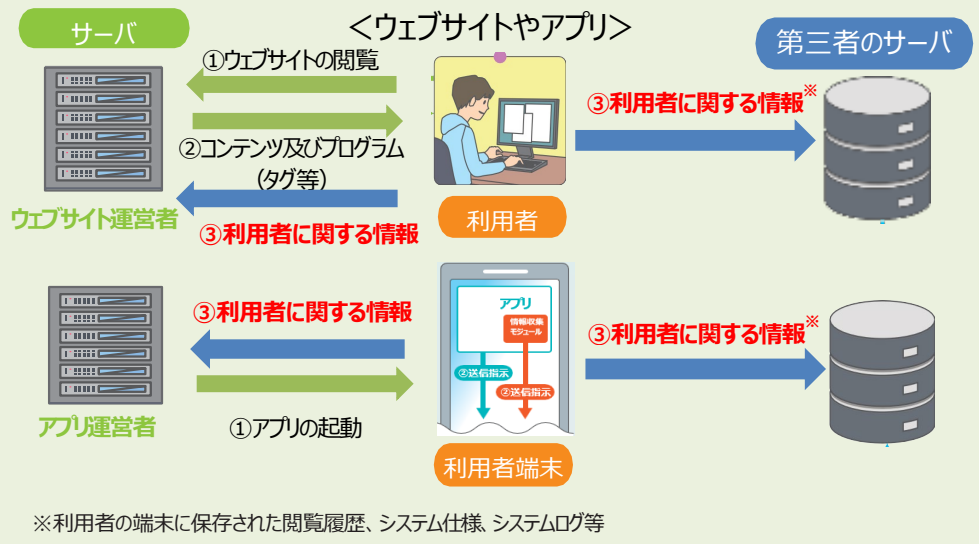
[4] デバイスフィンガープリンティング、URL パラメータ、Local Storage 計測などがある。

[5] 令和６年度の個人情報保護法の改正（３年ごと見直し）では、Cookie ID を含む、特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報の不適正利用及び不正取得について、個人情報と同様の規律（当該行為の禁止）が導入される。

[6] PC やスマートフォン等のブラウザやアプリケーションを通じて利用者に関する情報を、利用者以外の者の電気通信設備に送信するプログラム等をいう。

者以外の端末設備に外部送信させようとする時[7]に、当該利用者に対して、「適切な確認の機会」を付与することを求めている。

図表１　外部送信のイメージ



（参考）

総務省が令和７年３月に実施した利用者へのアンケート調査において、利用しているウェブサービスのプライバシーポリシーで知りたいこと・気になっていることとして、

・　自分のどの情報が収集され、どのような目的で利用されているか

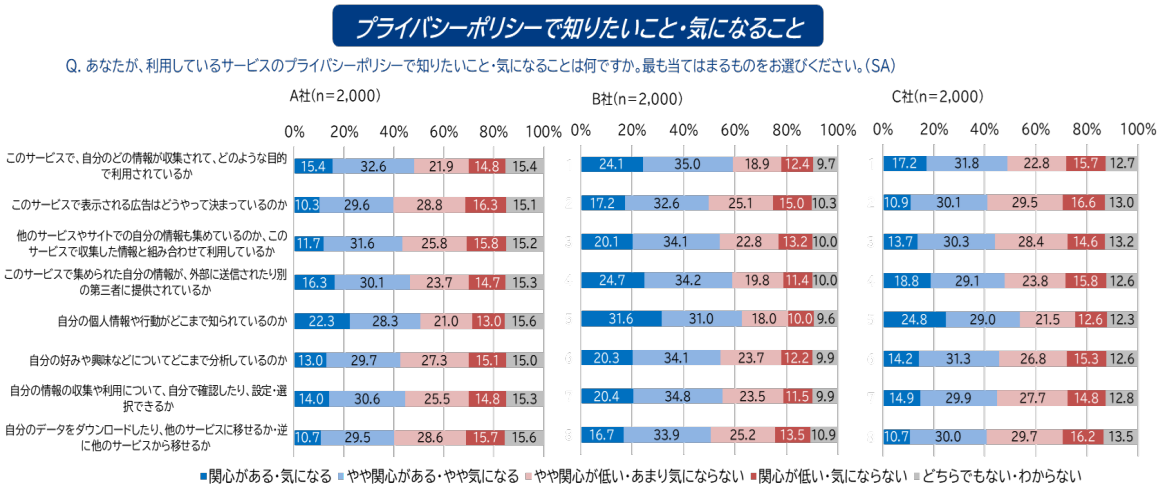
・　集められた自分の情報が外部に送信されたり別の第三者に提供されているか

という点を挙げた利用者が約半数であったという結果となっている。

こういった利用者側の意識に照らしても、外部送信されている情報やその利用目的等について、ウェブサイト等運営事業者において、利用者が適切に確認できる機会を提供することが必要となる。

[7] 外部サービス事業者（サードパーティ事業者）への送信のみならず、ウェブサイト等の運営事業者の電気通信設備に送信させる場合も含む。

図表２　利用者アンケート調査結果（令和７年３月実施）



（出所）総務省　利用者情報に関するワーキンググループ（第 24 回）資料

（２）必要となる対応

①規律対象となる事業者

- ✧　電気通信事業者
- ✧　第３号事業を営む者

情報送信指令通信が行われるウェブサイト等には、検索サービス、SNS サービス、各種情報のオンライン提供サービスなど、電気通信事業の届出等が不要なサービス（電気通信事業者にならずとも提供できるサービス）も含まれ、それらを提供する場合も、「第３号事業を営む者」として対象となる（詳細は、後述３を参照）。

②対象役務

電気通信事業者及び第３号事業を営む者の中には、提供する電気通信役務の利用者数が少ないこと等により、情報送信指令通信によって送信される利用者に関する情報が比較的少ない者も含まれるため、「内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないもの」に限って、規律対象役務としている（詳細は、後述３を参照）。

③義務付けられている対応

利用者へ「適切な確認の機会」を付与するため、以下のいずれかの対応が求められる。

- ✧　同意の取得

✧　オプトアウト[8]
✧　通知
✧　公表

原則として、情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により外部送信されることとなる情報の内容等を、「あらかじめ利用者へ通知し」、又は「容易に知り得る状態に置くこと（公表）」が最低限求められるが（詳細は、後述４を参照）、利用者保護の観点からは、情報送信に対する「同意の取得」、あるいは、「オプトアウト」の措置を講ずることが望ましい（詳細は、後述５を参照）。

（参考）電気通信事業法第 27 条の 12（情報送信指令通信に係る通知等）

電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を**当該利用者に通知し**、又は**当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない**。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

一～二（略）

三　当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて**当該利用者が同意している情報**

四　当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、**当該利用者がイに規定する措置の適用を求めていない情報**

イ　利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。

[8] 情報利用者の意思により情報の送信又は利用の停止を事後的に行えるようにするための措置。

（１）　当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信

（２）　当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用

ロ　イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

3　規律対象となる電気通信事業者、電気通信役務

（１）対象事業者

後述３（２）で示す電気通信役務をブラウザ又はアプリケーションを通じて提供する際、利用者の端末に外部送信を指示するプログラム等を送信する電気通信事業者（登録・届出を要しない第３号事業者を含む）。

（留意点）

対象事業者が、他事業者が提供するサーバやシステム等を用いて、外部送信規律が適用される電気通信役務を提供している場合（例：外部送信規律の対象となるウェブサイトの構築・運営や、当該ウェブサイトの一部機能（問い合わせフォーム、チャットボット等）の構築・運営を他事業者に委託している場合等）、当該サーバやシステム等を提供する事業者は、対象事業者が外部送信規律を遵守するために必要な情報提供を行うなど、対応を協力して行うことが望ましい。

（２）類型と対象役務（施行規則[9]第 22 条の２の 27）

前述２の規律目的に照らし、「利用者の利益に及ぼす影響が少なくないもの」として外部送信規律の対象となる電気通信役務は以下の４類型となる。

下表は該当する電気通信役務の一例であり、登録・届出事業の内容や「電気通信事業参入マニュアル［追補版］」および「電気通信事業参入マニュアル（追補版）ガイドブック」も参照しつつ、提供サービスが規律対象となっているか否かを確認すること。

各類型の判断のポイント、留意事項については、後述３（３）を参照のこと。

（参考）電気通信事業参入マニュアル：

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/index.html

図表４　外部送信規律が適用される電気通信役務（オンラインサービス）

分類※1	該当する電気通信役務の一例
類型１（メッセージ媒介サービス） 他人の通信を媒介する電気通信役務	・メールサービス ・ダイレクトメッセージサービス ・チャットサービス ・参加者を限定した（宛先を指定した）会議が可能な web 会議システム

[9] 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）をいう。以下同じ。

類型２－１（ソーシャルネットワーキングサービス等） 記録媒体に情報を記録し、当該記録媒体に記録された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務	・SNS ・電子掲示板（注１）※2 ・動画共有サービス ・オンラインショッピングモール（注２）※2 ・シェアリングサービス ・マッチングサービス
類型２－２（ストリーミングサービス等） 送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務	・ライブストリーミングサービス ・オンラインゲーム
類型３（検索サービス） 入力された検索情報に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務	・オンライン検索サービス（注３）※2
類型４（ニュースサイト、各種情報のオンライン提供） 不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であって、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの	・ニュース配信サービス ・気象情報配信サービス ・動画配信サービス ・オンライン地図サービス ・電子書籍サービス ・交通機関等の乗り換え案内サービス ・各種情報のオンライン提供サービス（注４）※2　等

（※１）提供サービスが４類型の複数に該当する場合もある。

（※２）注１～４の解説は後述３（３）を参照。

（３）判断のポイント、留意事項

提供サービスが上述の４類型のいずれに該当するか否かを検討する際の判断のポイント、留意事項は以下のとおり。

①類型１（メッセージ媒介サービス）

「他人の通信を媒介する」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲介してそれを完成させることをいう。本規律が対象とするオンラインサービスは、情報の本質的な内容の改変を行わず、かつ、送信時の通信の宛先として受信者を指定する場合が該当する。

②類型２－１（ソーシャルネットワーキングサービス等）

利用者から受信した情報を、電気通信事業者の電気通信設備（ウェブサーバ等）の記録媒体（ハードディスク等）において記録して蓄積しておき、不特定の利用者の求めに応じて送信するサービスが該当する。

（注１）

- 外部送信規律の対象外である自社サイトで商品販売するサイト（注２参照）において、商品をレビューするためのレビュー機能を設けている場合

☞ 本機能のみをもって対象とはならない。

（注２）

- 小売事業者が自社サイトで商品販売する行為

☞ 自己の需要のためのものであり、他人の需要に応ずるものでないため、対象外となる。

- 家電小売業者等、様々なメーカーの製品を仕入れて自社のウェブサイト上で商品を販売している場合

☞ 本来業務である小売業の遂行手段として電気通信を用いることになるため、対象外となる。

③類型２－２（ストリーミングサービス等）

利用者から受信した情報を、電気通信事業者の送信装置（ストリーミングサーバ等）から即時に（リアルタイムで）不特定の利用者の求めに応じて送信するサービスが該当する。

④類型３（検索サービス）

検索したい単語等の検索情報を入力すると、インターネット上における当該検索情報が記録された全てのウェブページの所在に関する情報を検索して表示する、いわゆる「オンライン検索サービス」が該当し、その他の特定分野に限った検索サービスは類型４の対象となる。 なお、特殊なソフト等を使用しないとアクセスできないウェブサイト、違法性ゆえに閲覧が制限されているウェブサイトは含まれない。

（注３）

- 外部送信規律の対象外のウェブサイト内の検索（チャットボットも含む）
- 乗換案内等の特定分野に限りオンライン検索を可能とするサービス

☞ 「全てのウェブページ」の所在に関する情報を検索できるものではないため、オンライン検索サービスには該当せず、類型３（検索サービス）には当たらない。
ただし、「乗換案内等の特定分野に限りオンライン検索を可能とするサービス」は、類型４（ニュースサイト、各種情報のオンライン提供）として規律対象となる可能性がある。

⑤類型４（ニュースサイト、各種情報のオンライン提供）

不特定の利用者の求めに応じて情報を送信し、情報の閲覧に供する、各種情報のオンライン提供サービスが該当する。「不特定の利用者」には、アカウント登録をせずに利用する場合のほか、アカウント登録や利用料の支払をすれば誰でも受信（閲覧）できるものも含まれる。

（注４）
＜留意が必要なウェブサイト＞
■企業等が自己の情報発信や自社商品のウェブ販売のために設置するウェブサイト（オウンドメディア）

（規律対象とならないもの）
☞ 他人の需要に応ずるために提供する電気通信役務ではなく、自己の需要のために電気通信役務を提供している場合は、「電気通信事業」に該当しないため、対象外となる。
◆該当例：
- 企業等の採用情報の発信において、職種や事例紹介、働く人へのインタビュー、セミナーの開催等を掲載する場合
- 自社の商品販売のために、口コミ、利用者の声、自社商品のみを使用したレシピ等を掲載する場合
- 他社とコラボしてイベント開催や商品販売をする場合

（規律対象になるもの）
☞ 自己の情報発信や自社商品販売とともに、併せて、（自己や自社商品の情報ではない）各種情報の提供を行っている場合は規律対象となる。
◆ 自己の情報発信に併せて各種情報提供を行っている例：
- 企業等の採用情報の発信において、各業界研究のまとめ、ニュース等を掲載している場合

・企業等のコーポレートサイトにおいて、最新の各業界の動向、ニュース、コラム等を掲載する場合
・個人が運営するウェブサイト上で、おすすめの商品、お店、場所等をまとめたブログ記事を執筆し、利益を得ている場合

◆ 自社商品に併せて各種情報提供を行っている例：
・金融商品、旅行商品等の販売において、投資情報、観光情報等を掲載している場合
・自社商品に関連した他社のイベント、キャンペーン情報を掲載している場合

■就職・転職、アルバイト、不動産等情報サイト

人材派遣業を営む者が、求人情報をウェブサイトで掲載する場合については、人材派遣業のために（自己の需要のために）電気通信役務を提供しているため、対象外となる。また、宅地建物取引業者が自ら販売等する不動産情報をウェブサイトで掲載する場合についても、宅地建物取引業のために（自己の需要のために）電気通信役務を提供しているため、対象外となる。

ただし、情報提供サービスを運営するために、他者の求人情報や不動産販売情報等をウェブサイト等でオンライン提供する場合は、対象となる。

■予約受付サイト等の受付番号システム

◆ 店頭での応対の予約を行うことができるサイト

☞ 当該店頭でのサービス提供を行っている者が自らサイトを運営し、そのサービス提供の一環として利用者からの予約を受け付ける場合には、自己の需要によるものであることから対象外となる。

◆ 受付番号システム（店舗の待ち時間や呼出状況をインターネットを通じて利用者が確認できるサービス）

☞ 当該システムの提供者が店舗に代わって顧客店舗の待ち時間を情報提供し、情報の閲覧に供する場合には、本来業務の遂行手段として、オンラインを活用していると言い切れないため（他人の需要）、外部送信規律の対象となる。

4　法令遵守事項

（１）必要な対応

前述３の電気通信役務を提供する電気通信事業者が、PC やスマートフォン等のブラウザやアプリケーションを通じて、利用者に関する情報を、情報送信指令通信により外部送信している場合（Cookie を用いない場合も含まれる。）、送信している情報の内容、送信先、利用目的等について説明し、ウェブサイト等の利用者に対し、通知又は公表を行う。

（２）通知・公表の方法、内容と留意すべき事項

①通知・公表の方法（施行規則第 22 条の２の 28）

●通知

- ✧ ポップアップ等による即時通知又は利用者が容易に認識できる方法を用いる。
- ✧ ポップアップ等で一部のみを表示する場合は、残りの部分を掲載した画面又はウェブページに容易に到達できるようにする。

●公表（閲覧者が容易に知りうる状態に置くこと）

- ✧ ウェブサイトの場合は、外部送信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて表示する。
- ✧ アプリケーションの場合は、アプリケーション利用時に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において表示する。

●共通事項

- ✧ 日本語により、専門用語を避け、平易な表現を用いる。
- ✧ 利用者側で画面の拡大・縮小等の追記的な操作を行うことなく、適切な文字の大きさで表示されるようにする。
- ✧ 文字数が多い場合はウェブページを階層化する、視認性の高い文字色を採用するなど利用者が参照しやすい構成にする。
- ✧ 外部送信の都度に説明する必要はなく、ウェブサイトやアプリケーション単位で通知・表示すれば足りる。
- ✧ 外部送信を行おうとする際は継続的に通知又は公表を行っている必要がある（ユーザー登録時に説明したことをもって通知又は公表したとはいえない。ただし、同意取得については、後述４（４）参照。）。

②通知・公表を行う内容（施行規則第 22 条の 2 の 29）

以下の事項について、「情報送信指令通信を行う外部サービスごとに」記載する。各記載項目は、最新の状況を利用者に通知・公表する必要がある。このため、送信されている利用者情報等について定期的な確認を行い、変更がある場合は通知・公表されている内容をアップデートすること。

- 情報送信指令通信により利用者端末から外部送信される利用者情報の内容
 - ✧ 適用除外（後述参照）を除く、外部送信している利用者情報。
 - ✧ 一例として、Cookie 等に保存された ID や広告 ID 等の識別符号、利用者が閲覧したウェブページの URL 等の利用者の行動に関する情報、利用者の氏名等、利用者以外の者の連絡先情報等。

- 利用者情報の送信先事業者の氏名又は名称
 - ✧ 併記することが望ましい情報：外部サービスの名称、送信先の国名

- 利用者情報の利用目的
 - ✧ 規律対象事業者、送信先事業者におけるそれぞれの目的を記載。
 - ✧ 端的に記載することが望ましいが、なるべく具体的に用途が判別できるようにする。（例：利用者の属性に基づいた広告を当社及び当社以外のサイトで配信するため、広告の効果を測定・分析するため、本サイトの利便性向上やコンテンツの最適化を図るため、利用者の行動分析や属性分析のため、等）

通知・公表の対象外（適用除外）（法第 27 条の 12 第 1 号～第 4 号）

以下の情報は、通知・公表が必要な情報に含まれない。

- 当該電気通信役務を提供するために必要な情報（施行規則第 22 条の 2 の 30）
 - ✧ 利用者の端末画面に、文字情報、音響、映像を適正に表示するために必要な情報
 - ✧ 利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を、当該利用者の端末画面に再表示するために必要な情報
 - ✧ 利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を、当該利用者の端末画面に再表示するために必要な情報
 - ✧ 不正行為の検知、被害軽減を図るために必要な情報
 - ✧ 電気通信設備の負担軽減、適正な運用のために必要な情報

- 利用者に送付した識別符号であって、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者（自社）に送信される場合

● 利用者が同意している情報

✧ ただし、利用者に適切な通知等を行い、適切な方法で同意を取得していることが要され（後述４（４）参照）、これが認められない場合は、通知・公表が必要となる。

● 利用者が送信又は利用の停止を求めない情報（オプトアウトしない情報）

✧ ただし、オプトアウト措置が適切に講じられてない場合（後述４（５）参照）は、通知・公表が必要となる。

（３）通知・公表を行う場合の記載方法等の例

①ウェブサイト等での掲載場所

✧ 利用者の端末に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、参照しやすい場所に明記すること（ポップアップで通知することもできる）。

✧ プライバシーポリシーの中で説明することを妨げるものではないが、利用者の視認性や情報への容易な到達性の観点からは、個別に（別立てで）説明するあるいはプライバシーポリシー内で容易に到達できるよう工夫することが望ましい。

②見出しの記載

✧ プライバシーポリシーとは別の見出し（表題）とし、外部送信している情報を利用者が参照しやすくなっていることが望ましい。

✧ プライバシーポリシーの中に記載する場合は、見出しを併記するなど工夫する。

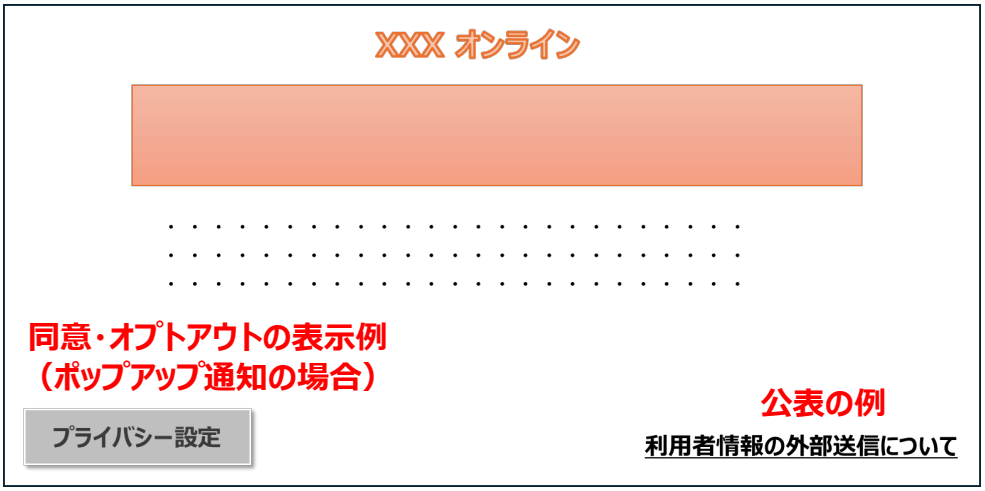
✧ 「Cookie／クッキー」は、一般利用者に必ずしも広く知られている用語でないため、見出しとして使用する場合は、解説を加える。

✧ プライバシー設定の同意又はオプトアウトの手段を講じている場合は、設定画面で外部送信の内容説明をすること。

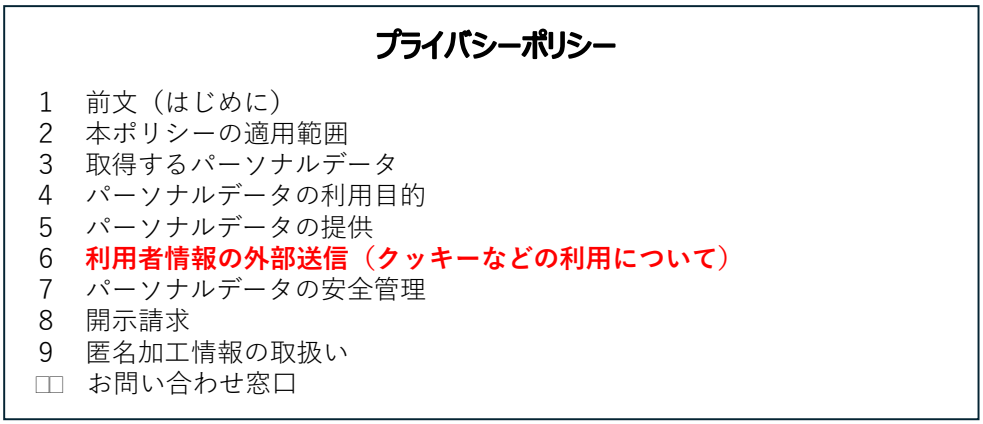
（記載例）

・ 利用者情報の外部送信について
・ プライバシーポリシー、利用者情報の外部送信
・ プライバシーの設定（※同意、オプトアウト措置を講じている場合）

図表５　ウェブサイト等での表示例



図表６　プライバシーポリシー内での表示例



※記載内容、記載順は一例です

③記載例（雛形）

通知・公表を行う内容の記載例を次ページに示す。

記載方法は一例であるが、①～⑤に示す内容について適切に反映されることが望ましい。

外部送信規律
通知・公表の雛形（記載例）

（記載例）

本サービスでは、主に以下の目的で、お客様に関する情報（個人情報を含まない利用者情報）を外部事業者に送信しています。

・広告表示のため　　：広告効果の測定等を通じて、利用者の興味や関心にあった広告の配信・広告の最適化を行うため
・アクセス解析のため：本サービスの利用状況を把握することにより、当社サービスの向上及び利用者の興味やニーズにより適したサービスを提供するため

①

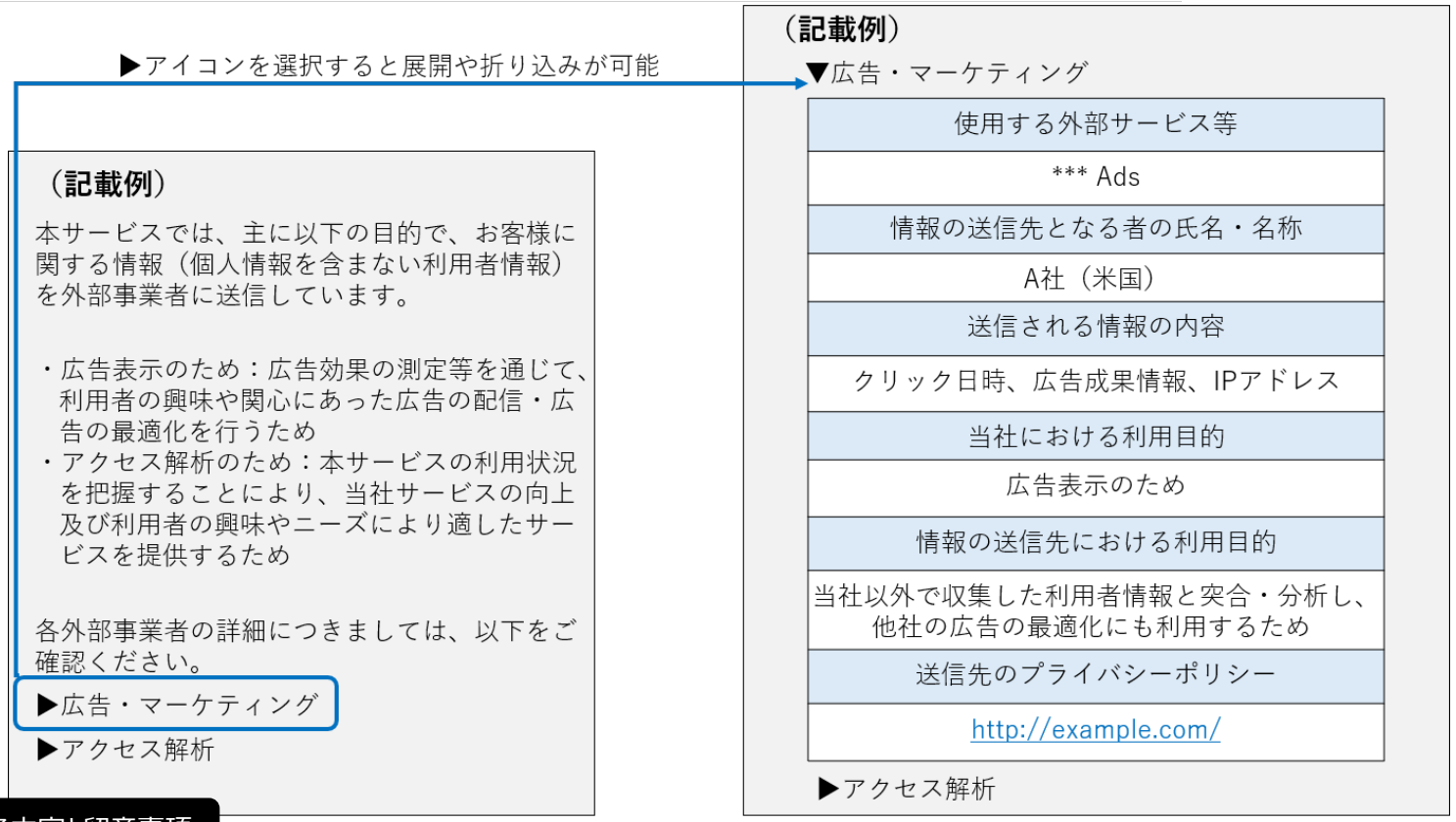
各外部事業者の詳細につきましては、以下をご確認ください。

② 分類	使用する外部サービス等 ③	情報の送信先となる者の氏名・名称 ④	送信される情報の内容	送信される情報の利用目的		
				当社における利用目的	情報の送信先における利用目的	送信先のプライバシーポリシー ⑤
広告・マーケティング	*** システム	A社 （米国）	クリック日時、広告成果情報、IPアドレス	広告表示のため	当社以外で収集した利用者情報と突合・分析し、他社の広告の最適化にも利用するため	http://example.com/
	*** Ads	B社 （日本）	広告成果情報、IPアドレス、ユーザーエージェント			
アクセス解析	*** book	C社 （米国）	デバイス情報、閲覧サイトのURL、閲覧日時、IPアドレス	アクセス解析のため	利用者による閲覧の傾向や履歴の分析のため	http://example.com/

記載する内容と留意事項

①外部送信している情報の利用目的について、具体的かつ分かりやすく説明を行う。
②外部送信を行うツールやシステム等の別に（サービス単位で可）、送信される情報の内容、送信先、利用目的を具体的かつ分かりやすく記載する。
③利用者情報を外部送信しているツール（サービス単位で可）の名称を記載する。
④送信先の国名を記載することが望ましい。
⑤利用目的の記載のほか、送信先事業者のプライバシーポリシーにおける該当箇所を参照できるようにすることが望ましい。

外部送信規律
通知・公表の雛形（記載例）※縦型表示（主にスマートフォンでの利用を想定）



記載する内容と留意事項

①外部送信している情報の利用目的について、具体的かつ分かりやすく説明を行う。
②外部送信を行うツールやシステム等の別に（サービス単位で可）、送信される情報の内容、送信先、利用目的を具体的かつ分かりやすく記載する。
③利用者情報を外部送信しているツール（サービス単位で可）の名称を記載する。
④送信先の国名を記載することが望ましい。
⑤利用目的の記載のほか、送信先事業者のプライバシーポリシーにおける該当箇所を参照できるようにすることが望ましい。

※上記の内容は P16「通知・公表の雛形」と同一。

（４）同意（オプトイン）措置を講ずる場合の留意事項

利用者による同意は、外部送信される情報について利用者が認識し、選択する行為を実行する際に、適切な確認の機会を付与されていることとなるため、前述４（２）による通知・公表を行うことは要されない。ただし、「適切な確認の機会を付与している」といえるには、利用者に適切な通知等を行った上で、適切な方法により同意を取得することが要されるため、以下の対応が十分に実施されていることが必要となる。

なお、オンラインにおけるプライバシーに関する通知の内容及び構成、同意を求めるプロセスを方向付ける管理策について国際標準規格が JIS 化されており参考となる。[10]

①利用者への通知等

- ✧ 同意の対象となる情報の内容、送信先等について、利用者が容易かつ適時に確認できることが必要であり、前述４（２）の本規律で求めている通知・公表の方法及び内容により、通知等を行うことが望ましい。

②同意の取得方法

- ✧ 利用者の具体的かつ能動的な同意を得ることが必要であり、利用者の過度な負担とならない範囲で、外部サービスごとに同意を得ることが望ましい。なお、前述（４）①を実施の上で、利用目的の別に同意を得ることも考えられる。
- ✧ 同意するためのチェックボックスに、あらかじめチェックを付与する方法（デフォルトオン）は、能動的な同意とは見做せないことから避けるべきである。
- ✧ 利用者が同意を行う際に、誤解、不安、恐怖を生じさせないよう留意する必要がある（いわゆる「ダークパターン」の回避）[11]。
- ✧ 利用者から同意を取得した後に、外部送信の内容に変更があった場合は、改めて同意を取得する、あるいは、通知・公表、オプトアウトの措置を講ずる必要がある。

（５）オプトアウトの措置を講ずる場合の留意事項（法第 27 条の 12 第４号）

利用者に対して、情報の送信又は利用を停止する措置を講ずることは、外部送信される情報について利用者が認識し、選択する行為を実行する際に、適切な確認の機会を付与されていることとなるため、前述４（２）による通知・公表を行うことは要さ

[10] JIS X 9252 情報技術―オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意（令和５年１月 20 日）

[11] ダークパターンの回避方法については、（一社）ダークパターン対策協会が策定している「ダークパターン対策ガイドライン Ver1.2」（2026 年５月 20 日）が参考になる。

れない。ただし、「適切な確認の機会を付与している」といえるには、以下の対応が十分に実施されていることが必要となる。

①利用者が容易に知りうる状態に置くべき事項（施行規則第 22 条の 2 の 31）

- オプトアウトを講じている旨
- オプトアウト措置が、「情報の送信」又は「情報の利用」のいずれの行為を停止するものかの別
- オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法（申込み方法）
 - ✧ 利用者が求めを行う連絡先（事業者名、送信先メールアドレス等。外国の本拠地を置く場合は国内代理人の氏名、連絡先等）
 - ✧ 受付方法の例：
 - ・ ボタンのクリックやタップ
 - ・ ホームページ上の指定フォームへの入力
 - ・ ダッシュボードでの操作（操作方法が明確でない場合は具体的に示す必要）
 - ・ リンクの表示（外部サービス事業者においてオプトアウト措置を設けている場合。リンク先が英語表記の場合、日本語で操作方法を表示することが必要）
- オプトアウト措置の適用により、当該電気通信役務の利用が制限されることになる場合は、その内容
 - ✧ ウェブサイト上の特定の機能を利用できなくなる場合などは明記する必要がある。
- 送信される利用者に関する情報の内容
- 送信される利用者情報を取り扱う者の氏名又は名称
- 送信される利用者情報の利用目的

②オプトアウト措置に関して利用者が容易に知り得る状態に置く方法

- ✧ 前述４（２）の本規律で求めている通知・公表の方法に準じるのが望ましい。
- ✧ 利用者がオプトアウトを行うことにより、誤解、不安、恐怖を生じさせないよう留意する必要がある（いわゆる「ダークパターン」の回避）。
- ✧ 外部送信する内容に変更が生じた場合は、最新の内容について利用者に十分に周知する必要がある。

③オプトアウトの対象・方法

利用者の過度な負担とならない範囲で、外部サービスごとにオプトアウト措置を講ずることが望ましい。なお、利用目的の別にオプトアウトを可能にすることも考えられる。

5　利用者情報保護のためのより望ましい措置

（１）法令遵守事項に加え、実施することが望ましい措置（利用者関与機会の提供）

外部送信規律の適用事業者は、利用者情報の取扱いについて一層の透明性確保を図るため、外部送信される情報に関し、法令事項である通知・公表に加え、利用者関与の機会を付与する対応を行うことが望ましい。

対応方法としては、「同意」又は「オプトアウト」の措置があるが、少なくとも利用者が事後的に外部送信を停止できるオプトアウト措置が推奨される。

同意取得を行う場合は、利用者に対して適切な説明を行った上で、有効な同意を得られる仕組みにより実施されることが望まれる。

（２）オプトアウト措置（推奨）

「情報の送信の停止」又は「情報の利用の停止」のいずれかについて、利用者の意思により事後的に行えるようにするための措置となる。送信又は利用のいずれを停止させるかは、各事業者において適切な方法を選択する。

前述４（５）で示す、利用者に対して「適切な確認の機会を付与している」と認められる措置を講じた上で、後述の記載例も参考に、適切にオプトアウト措置を講ずることが望ましい。対応方法は２段階あり、各事業者の事情に応じていずれかの方法が推奨される。

①対応方法１（送信先事業者のオプトアウト措置を活用する方法）

外部サービスの提供事業者（サードパーティ事業者）においてオプトアウト措置を講じている場合に、当該事業者のウェブサイト上のオプトアウト実施用ページにリンクを貼る方法。

②対応方法２（ウェブサイト等運営事業者がオプトアウト手段を提供する方法）

ウェブサイト及びアプリケーションの提供事業者において個別にオプトアウト手段を提供する方法。

（３）同意の取得

ウェブサイト等の利用に当たり、利用者情報の外部送信（利用も含む）について、利用者からあらかじめ同意を得るための措置となる。

前述４（４）で示す、利用者に対して「適切な確認の機会を付与している」と認められる措置を講じた上で、後述の記載例も参考に、適切に同意措置を講ずることが望ましい。

（４）記載例と留意事項

オプトアウト措置及び同意措置を講ずる場合において、記載することが望ましい内容、表示の方法等について記載例を次ページに示す。

記載方法は一例であり、「記載する内容と留意事項」に示す内容について適切に反映されることが望ましい。

● 利用者の選択内容の適切な反映

利用者が情報の送信停止あるいは利用停止を選択したにもかかわらず、適切にその措置が講じられていない場合は、利用者を欺き、信頼を失墜する行為ともなる。

オプトアウトあるいは同意の措置を自ら講じている場合は、当該措置が技術的に適切に反映されていることを十分に確認する必要がある。

また、送信先の外部サービス事業者が提供している措置についても、技術的に問題が無いか可能な範囲で確認を行うことが望ましい。

利用者情報保護のためのより望ましい対応
オプトアウトの雛形（対応方法①：送信先事業者のオプトアウト措置へリンクする場合）

本サービスでは、主に以下の目的で、お客様に関する情報（個人情報を含まない利用者情報）を外部事業者に送信しています。
・広告表示のため　　：広告効果の測定等を通じて、利用者の興味や関心にあった広告の配信・広告の最適化を行うため
・アクセス解析のため：本サービスの利用状況を把握することにより、当社サービスの向上及び利用者の興味やニーズにより適したサービスを提供するため　①

各外部事業者の詳細につきましては、以下をご確認ください。
各外部事業者への情報送信及びその利用を停止されたい場合②は、それぞれのオプトアウトページよりご対応をお願いします。③
なお、すべての外部送信を拒否する設定を選択された場合、ウェブサイトは継続してご利用いただけますが、●●●の機能が正常に機能しなくなる可能性がありますのでご注意ください。　④
選択した内容を変更したい場合は当該オプトアウトページで再設定できます。　⑤

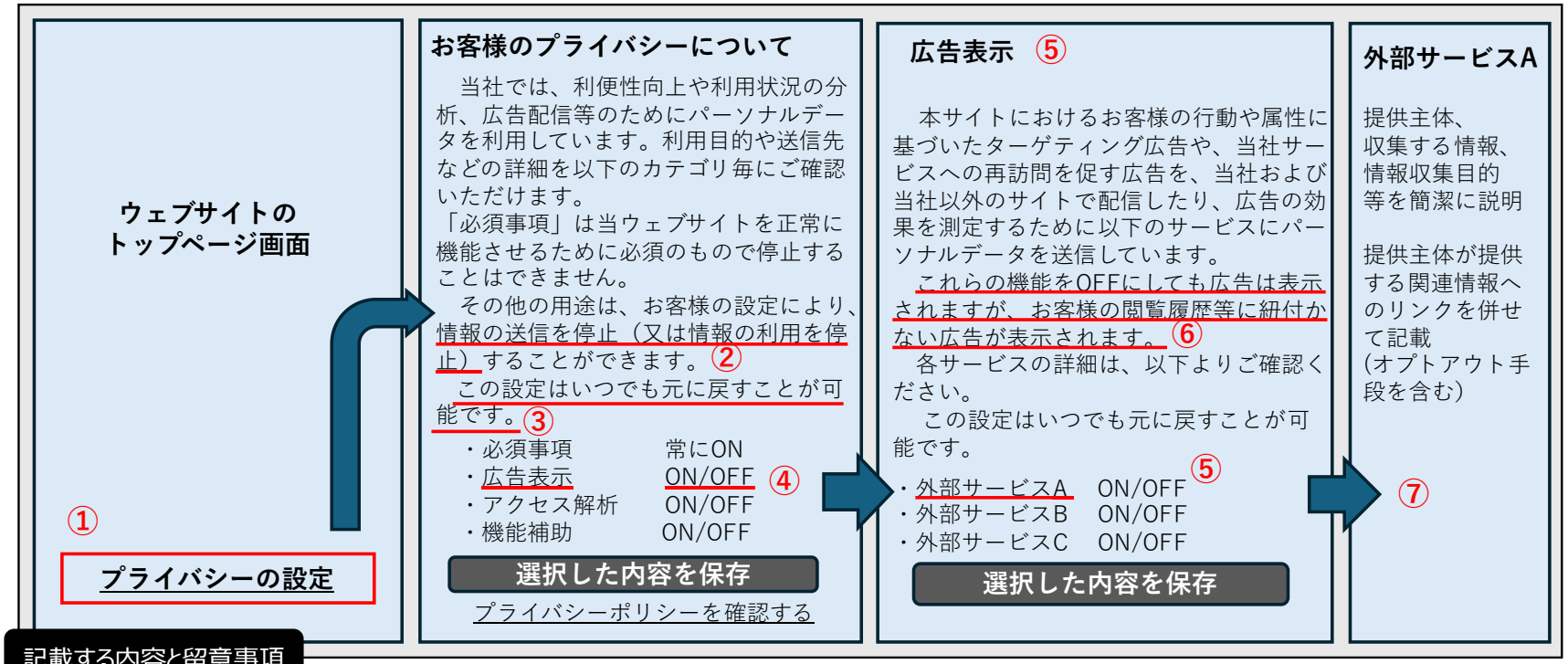
分類	使用する外部サービス等	情報の送信先となる者の氏名・名称	送信される情報の内容	送信される情報の利用目的		送信先のプライバシーポリシー	送信先のオプトアウトページ③
				当社における利用目的	情報の送信先における利用目的		
広告・マーケティング	*** システム	A社（米国）	クリック日時、広告成果情報、IPアドレス	広告表示のため	当社以外で収集した利用者情報と突合・分析し、他社の広告の最適化にも利用するため	http://example.com/	http://example.com/
	*** Ads	B社（日本）	広告成果情報、IPアドレス、ユーザーエージェント			http://example.com/	http://example.com/
アクセス解析	*** book	C社（米国）	デバイス情報、閲覧サイトのURL、閲覧日時、IPアドレス	アクセス解析のため	利用者による閲覧の傾向や履歴の分析のため	http://example.com/	http://example.com/

記載する内容と留意事項

①外部送信を行うツールやシステム等の別に、送信される情報の内容、送信先、利用目的を具体的かつ分かりやすく記載する。【法令事項】
②オプトアウトすることにより、「情報送信の停止」又は「情報の利用の停止」のいずれ（あるいは双方）の行為が停止されるのかを明記する。
③送信先事業者で設置しているオプトアウト実施ページの URL を記載する。英語表記の場合は、あらかじめオプトアウト方法を解説しておくことが望ましい。
④オプトアウトによるサービスの利用可否のほか、サービス利用や機能に制限が生じる場合はその旨を明記する（なるべく具体的に記載）。
⑤利用者側で選択した内容を変更したい場合（元に戻す場合等）の方法を記載する。

※上記の内容を縦型に表示する場合は、P17「通知・公表の雛形（縦型表示）」及び本雛形を適宜参考とされたい。

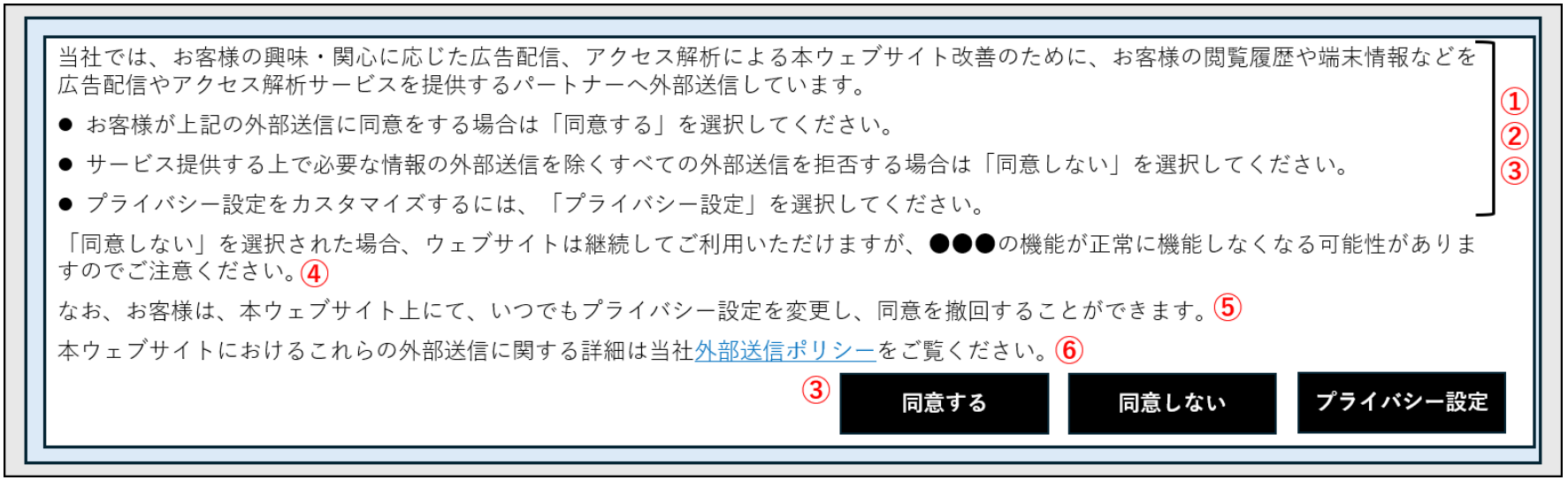
利用者情報保護のためのより望ましい対応
オプトアウトの雛形（対応方法②：自らオプトアウト措置を講ずる場合）



記載する内容と留意事項

①トップページの見やすい場所（あるいは全てのページから閲覧可能な場所）に、オプトアウト措置へのリンクを設置（容易に知りうる状態に置く）。
②利用者情報の取扱いを簡潔に説明し、「情報の送信」又は「情報の利用」のいずれ（又は双方）の停止を可能とするのかを明記した上で、選択を実行するボタン等を設置する。この際、許可しないとウェブサイト閲覧ができないような記載や仕様は避ける（以下同様）。
③設定変更が可能である旨を記載しておくことが望ましい（以下同様）。
④各収集目的から、詳細の確認及び詳細設定ができるページへのリンクを設置する。
⑤情報収集目的別に詳細説明と各外部サービスの実行可否を実行するボタン等を設置する（外部サービス別、利用目的別に選択 OFF が可能）。
⑥オプトアウトを行った場合に起こることの情報提供を行うことが望ましい（特定機能の制限が生じる場合は必須）。
⑦情報収集モジュールの詳細説明を別ページ等で行う。

利用者情報保護のためのより望ましい対応
同意取得の雛形



記載する内容と留意事項

①利用者情報を外部送信している旨を、分かりやすく説明する。外国の法令（EU の e プライバシー指令等）を念頭に表示している場合は、外部送信規律を踏まえ、外部送信を行っている旨が国内の利用者に理解しやすいよう、その内容・用語（Cookie 等）について通知バナー又は遷移先の外部送信ポリシー等において解説を付すことが望ましい。

②利用者情報の送信や利用に同意することによるメリット、同意しないことによるデメリットのみを強調して同意へ誘導する、同意ボタンを押さない限り次のページに遷移できないようする、何もアクションせずに画面遷移した場合に同意と見做す、という仕様にはしない。

③同意を取得する操作に比べて拒否の操作が煩雑にならないようにする。また、同意ボタンを拒否ボタンに比べて目立つように表示しない。

④同意を拒否した場合に起こることの情報提供を行うことが望ましい（サービス利用や機能に制限が生じる場合はその旨を明記する（なるべく具体的に記載））。なお、利用者が一度拒否したにもかかわらず、同意が得られるまで繰り返し通知バナーを掲出するようなことは行わない。

⑤利用者が選択した内容について、いつでも撤回できる方法を提供することが望ましい。

⑥外部送信ポリシー等のリンクをクリックすると、当該ポリシーのページに遷移できるようにする。

６　外部送信を行う全てのウェブサイト、アプリケーションによる実施が望ましい事項

電気通信事業法の外部送信規律は、一部の電気通信役務をオンラインで提供する場合に適用されるものとなっているが、利用者は自身の情報の取扱いに対して一定程度関心を有していることを踏まえれば、規律対象となっていないウェブサイト運用者（自己需要のためのオンラインサービスなど）においても、利用者情報を外部送信している場合は、利用者保護の観点から、外部送信規律の内容に準じて、通知又は公表を行うとともに、利用者関与の機会（オプトアウト措置又は同意の取得）を付与することが望まれる。

（１）より実施することが望ましい対応

法令事項（前述４の通知又は公表）に加え、前述５のオプトアウト措置又は同意の取得を講ずることが望ましい。

（２）実施することが望ましい対応

情報送信指令通信を行う外部サービスにより収集している以下の利用者情報について周知することが望ましい。

前述４（３）で示す法令遵守事項（通知・公表）のフォーマットによる情報提供が望ましいが、外部サービスの別に詳細を明記することはベストエフォートとなる。

（最低限周知することが望ましい事項）

- ✧　外部送信している利用者情報の内容
- ✧　目的
- ✧　送信先

別添

・ 記載例フォーマット

・ 参考条文

・記載例フォーマット

① 外部送信規律 遵守事項記載例

（記載例）

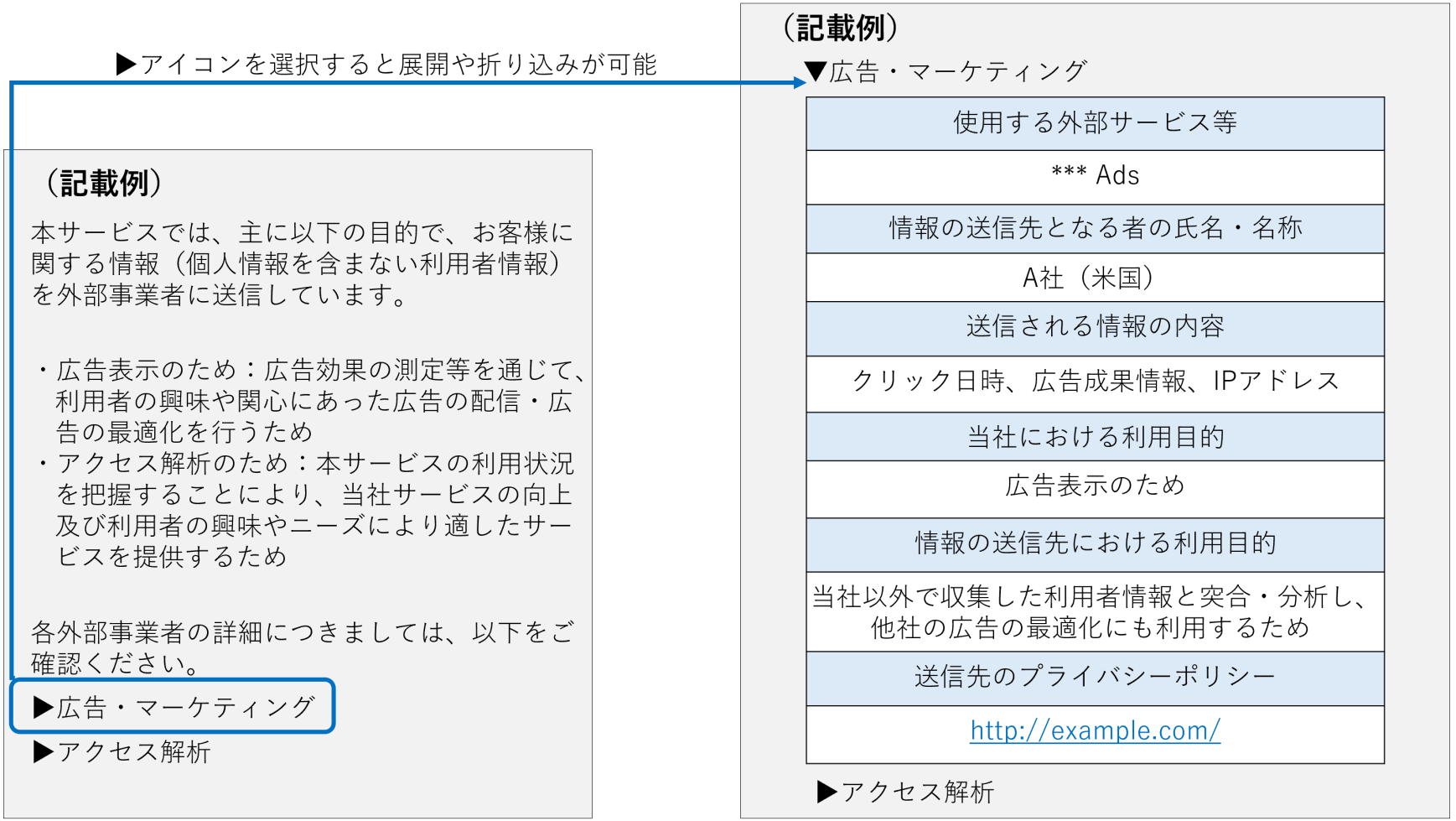
本サービスでは、主に以下の目的で、お客様に関する情報（個人情報を含まない利用者情報）を外部事業者に送信しています。

・広告表示のため　　：広告効果の測定等を通じて、利用者の興味や関心にあった広告の配信・広告の最適化を行うため
・アクセス解析のため：本サービスの利用状況を把握することにより、当社サービスの向上及び利用者の興味やニーズにより適したサービスを提供するため

各外部事業者の詳細につきましては、以下をご確認ください。

分類	使用する外部サービス等	情報の送信先となる者の氏名・名称	送信される情報の内容	送信される情報の利用目的		
				当社における利用目的	情報の送信先における利用目的	送信先のプライバシーポリシー
広告・マーケティング	*** システム	A社（米国）	クリック日時、広告成果情報、IPアドレス	広告表示のため	当社以外で収集した利用者情報と突合・分析し、他社の広告の最適化にも利用するため	http://example.com/
	*** Ads	B社（日本）	広告成果情報、IPアドレス、ユーザーエージェント			
アクセス解析	*** book	C社（米国）	デバイス情報、閲覧サイトのURL、閲覧日時、IPアドレス	アクセス解析のため	利用者による閲覧の傾向や履歴の分析のため	http://example.com/

①外部送信規律　遵守事項記載例（縦型表示：主にスマートフォンでの利用を想定）



②オプトアウト手段を講ずる場合の記載例１（送信先事業者のオプトアウト措置へリンクする場合）

本サービスでは、主に以下の目的で、お客様に関する情報（個人情報を含まない利用者情報）を外部事業者に送信しています。

・広告表示のため　　：広告効果の測定等を通じて、利用者の興味や関心にあった広告の配信・広告の最適化を行うため
・アクセス解析のため：本サービスの利用状況を把握することにより、当社サービスの向上及び利用者の興味やニーズにより適したサービスを提供するため

各外部事業者の詳細につきましては、以下をご確認ください。

各外部事業者への情報送信及びその利用を停止されたい場合は、それぞれのオプトアウトページよりご対応をお願いします。

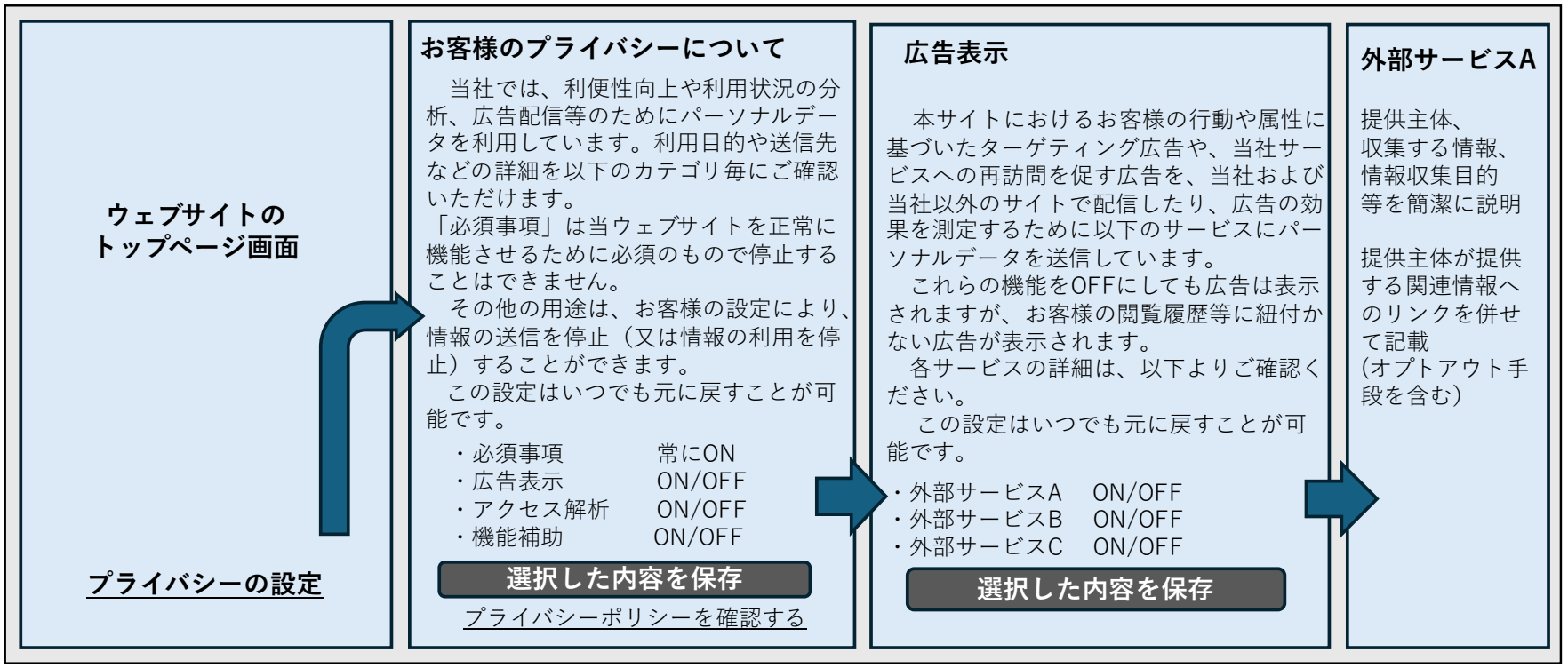
なお、すべての外部送信を拒否する設定を選択された場合、ウェブサイトは継続してご利用いただけますが、●●●の機能が正常に機能しなくなる可能性がありますのでご注意ください。

選択した内容を変更したい場合は当該オプトアウトページで再設定できます。

分類	使用する外部サービス等	情報の送信先となる者の氏名・名称	送信される情報の内容	送信される情報の利用目的		送信先のプライバシーポリシー	送信先のオプトアウトページ
				当社における利用目的	情報の送信先における利用目的		
広告・マーケティング	*** システム	A社（米国）	クリック日時、広告成果情報、IPアドレス	広告表示のため	当社以外で収集した利用者情報と突合・分析し、他社の広告の最適化にも利用するため	http://example.com/	http://example.com/
	*** Ads	B社（日本）	広告成果情報、IPアドレス、ユーザーエージェント			http://example.com/	http://example.com/
アクセス解析	*** book	C社（米国）	デバイス情報、閲覧サイトのURL、閲覧日時、IPアドレス	アクセス解析のため	利用者による閲覧の傾向や履歴の分析のため	http://example.com/	http://example.com/

※上記の内容を縦型に表示する場合は、P28「①外部送信規律　遵守事項記載例（縦型表示）」及び本雛形を適宜参考とされたい。

②オプトアウト手段を講ずる場合の記載例２（自社のウェブサイトでオプトアウト手段を装備する場合）



③同意取得を行う場合の記載例

当社では、お客様の興味・関心に応じた広告配信、アクセス解析による本ウェブサイト改善のために、お客様の閲覧履歴や端末情報などを広告配信やアクセス解析サービスを提供するパートナーへ外部送信しています

- お客様が上記の外部送信に同意をする場合は「同意する」を選択してください。
- サービス提供する上で必要な情報の外部送信を除くすべての外部送信を拒否する場合は「同意しない」を選択してください。
- プライバシー設定をカスタマイズするには 「プライバシー設定」を選択してください。

「同意しない」を選択された場合、ウェブサイトは継続してご利用いただけますが、●●●の機能が正常に機能しなくなる可能性がありますのでご注意ください。

なお、お客様は、本ウェブサイト上にて、いつでもプライバシー設定を変更し、同意を撤回することができます。

本ウェブサイトにおけるこれらの外部送信に関する詳細は当社外部送信ポリシーをご覧ください。

同意する　同意しない　プライバシー設定

・参考条文

- **電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）**

（情報送信指令通信に係る通知等）

第二十七条の十二 電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

一　当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報

二　当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの

三　当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報

四　当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めていない情報

イ　利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。

（１）　当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信

（２）　当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用

ロ　イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

（適用除外等）

第百六十四条　この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一～二　（略）

三　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（次に掲げる電気通信役務（ロ及びハに掲げる電気通信役務にあつては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。）を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

イ　ドメイン名電気通信役務

ロ　検索情報電気通信役務

ハ　媒介相当電気通信役務

２　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ドメイン名電気通信役務　入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

二　ドメイン名　インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、アイ・ピー・アドレスに代わつて使用されるものとして総務省令で定めるものをいう。

三　アイ・ピー・アドレス　インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう。

四　検索情報電気通信役務　入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページ

のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務

五　媒介相当電気通信役務　その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務

3　第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第二十七条の十二、第二十九条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第百五十七条の二、第百六十六条第一項、第百六十七条の二、第百八十六条（第三号中第二十九条第二項に係る部分に限る。）及び第百八十八条（第十八号中第百六十六条第一項に係る部分に限る。）の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用する。

4・5　（略）

● **電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）**

（利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務）

第二十二条の二の二十七　法第二十七条の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。）により提供されるものとする。

一　他人の通信を媒介する電気通信役務

二　その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

三　入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

四　前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

（利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法）

第二十二条の二の二十八　法第二十七条の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一　日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。

二　操作を行うことなく文字が適切な大きさで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。

三　前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。

2　前項の利用者に通知する場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一　次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。）。

二　前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。

3　第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一　情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。

二　情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。

三　前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。

（利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項）

第二十二条の二の二十九　法第二十七条の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。

一　当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容

二　前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

三　第一号に規定する情報の利用目的

（利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報）

第二十二条の二の三十　法第二十七条の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。

一　当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

二　当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

三　当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

四　当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報

五　当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

（オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項）

第二十二条の二の三十一　法第二十七条の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の十二第四号イに規定する措置（以下この条において「オプトアウト措置」という。）を講じている場合にあつては、その旨

二　オプトアウト措置が法第二十七条の十二第四号イ（１）又は（２）のいずれの行為を停止するものであるかの別

三　オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法

四　利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容

五　情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報（法第二十七条の十二第一号及び第二号に掲げるものを除く。）の内容

六　前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

七　第五号に規定する情報の利用目的